

実務対応

プロジェクト **－権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理**

項目 **本日の審議事項**

これまでの経緯

1. 2014年12月1日開催の第301回企業会計基準委員会において、基準諮問会議からASBJに対して、「権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権（以下「権利確定条件付き有償新株予約権」という。）の企業における会計処理」を新規テーマとすることの提言があり、2014年12月18日開催の第302回企業会計基準委員会において新規テーマとして取り上げることが承認された。
2. 第323回・第325回企業会計基準委員会（2015年11月6日・2015年12月4日）及び第77回・第78回実務対応専門委員会（2015年10月27日・2015年11月18日）（以下「専門委員会」という。）では、権利確定条件付き有償新株予約権の会計上の論点を整理し、議論を行った（参考資料1及び参考資料2）。
この議論を行うにあたって、第325回企業会計基準委員会及び第78回専門委員会では、仮に以下の会計基準等を見直す場合のイメージを示した。
 - 企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下「ストック・オプション会計基準」という。）（参考資料3）
 - 企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（参考資料4）
 - 企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」（以下「複合金融商品適用指針」という。）（参考資料5）
3. また、第79回専門委員会（2015年12月10日）では、権利確定条件付き有償新株予約権の内容等について理解を深めるべく、権利確定条件付き有償新株予約権に関連する業務を取り扱っている株式会社プルータス・コンサルティング様に参考人としてご参加頂き、審議事項(7)-3参考資料に基づき権利確定条件付き有償新株予約権の内容等についてご説明頂き、質疑応答を行い（審議事項(7)-2参考資料1）、その内容を踏まえて第326回企業会計基準委員会（2015年12月25日）に報告した。
4. 第82回専門委員会（2016年2月23日）では、前項に記載した参考人からのご説

明及び質疑応答等を踏まえ、権利確定条件付き有償新株予約権をストック・オプション会計基準の適用範囲に含めることが適切であるかどうかについて、改めて検討を行った。

本日の審議事項

5. 本日は、第 82 回専門委員会での検討を踏まえ、権利確定条件付き有償新株予約権をストック・オプション会計基準の適用範囲に含めることが適切であるかどうかについて検討を行う（審議事項(7)-2）。
6. また、仮に権利確定条件付き有償新株予約権について、ストック・オプション会計基準の適用範囲に含める場合、これまでの企業会計基準委員会及び専門委員会での審議を踏まえ、以下の検討を行う。
 - (1) 業績条件は付されているが、勤務条件は明示されていないケース（審議事項(7)-3）
 - (2) 適用時期等（審議事項(7)-4）

なお、第 82 回専門委員会で聞かれた意見は、審議事項(7)-5 に記載されている。

以 上